

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

茨城県信用組合は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重・遵守し、誠実に対応してまいります。当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下の通り取組みます。

- ▶ お客様が資金調達のお申込みをされた場合、当組合では経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する手法を活用する可能性について、お客様のご意向や以下の点を踏まえたうえで検討いたします。
 - ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。
- ▶ 経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し経営者保証をご提供いただく場合、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。また、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶ お客様から既存の保証契約の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上